

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月25日
【報告者の名称】	ラクスル株式会社
【報告者の所在地】	東京都港区麻布台一丁目3番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布台一丁目3番1号
【電話番号】	03-6629-4893
【事務連絡者氏名】	上級執行役員 グループCFO 杉山 賢
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、ラクスル株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、R1株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注10) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注11) 公開買付者、公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、当社の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年12月12日付で提出した意見表明報告書（2026年2月4日及び同年2026年2月20日付で提出した意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

() 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本応募契約（Keyrock）

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

さらに、本公開買付けに際し、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高める観点で、2026年2月19日付で、Aspex Opportunity Master Fund(以下「Aspex」といいます。)(所有株式数:2,664,000株、所有割合:4.47%)との間で応募契約(以下「本応募契約(Aspex)」といいます。)を締結し、Aspexが所有する当社株式2,664,000株(所有割合:4.47%)の全てを本公開買付けに応募すること、及び本公開買付けの成立を条件として、Aspexの関連当事者(以下「Aspex関連当事者」といいます。)が、本公開買付けの成立後、別途公開買付者と合意した期日において、Rパートナーズへの匿名組合出資(以下「本再出資(Aspex関連当事者)」といいます。)をすることを内容とする再出資契約を締結する旨を合意しているとのことです。

本公開買付け契約及び本応募契約(Aspex)の詳細については、下記「(7)公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「本公開買付け契約」及び「本応募契約(Aspex)」をご参照ください。

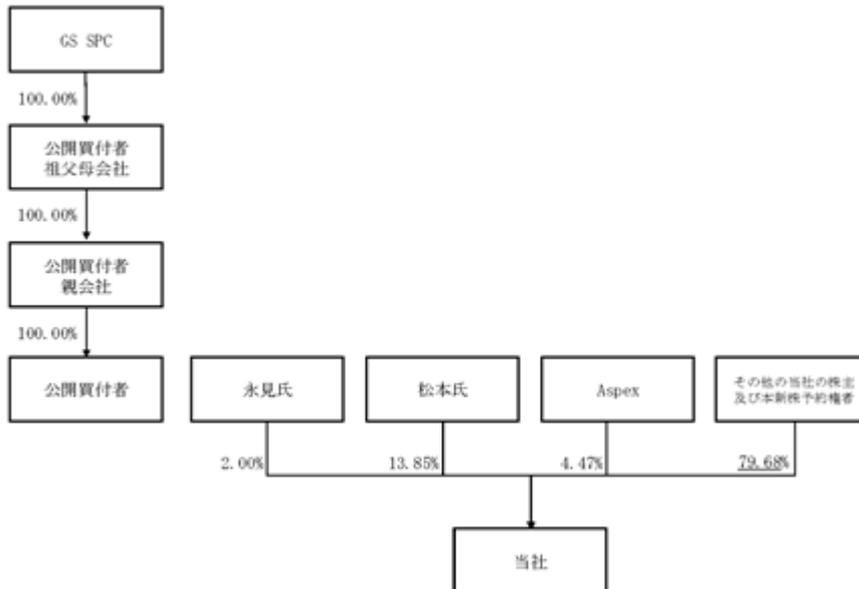
<中略>

また、公開買付者は、公開買付期間を2025年12月12日から2026年2月19日まで(43営業日)と定めていましたが、本公開買付け価格の変更を決定したことに伴う公開買付け届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付け期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月19日から起算して11営業日を経過した日に当たる2026年3月9日まで延長して合計54営業日とすることとなったとのことです。なお、本公開買付け条件変更後の本公開買付け価格である1株当たり1,900円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月10日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,250円に対して52.00%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,188円に対して59.93%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,151円に対して65.07%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,197円に対して58.73%のプレミアムを加えた価格となります。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本公開買付け条件変更を決定したことに伴う公開買付け届出書の訂正届出書の提出日現在、当社の株主様のうち一部の機関投資家との間で、本公開買付け価格変更後の本公開買付け価格(1,900円)でのその所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする契約の締結に向けた協議を引き続き行っており、正式に合意した場合には改めてお知らせする予定とのことです。

現在想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりとのことです。

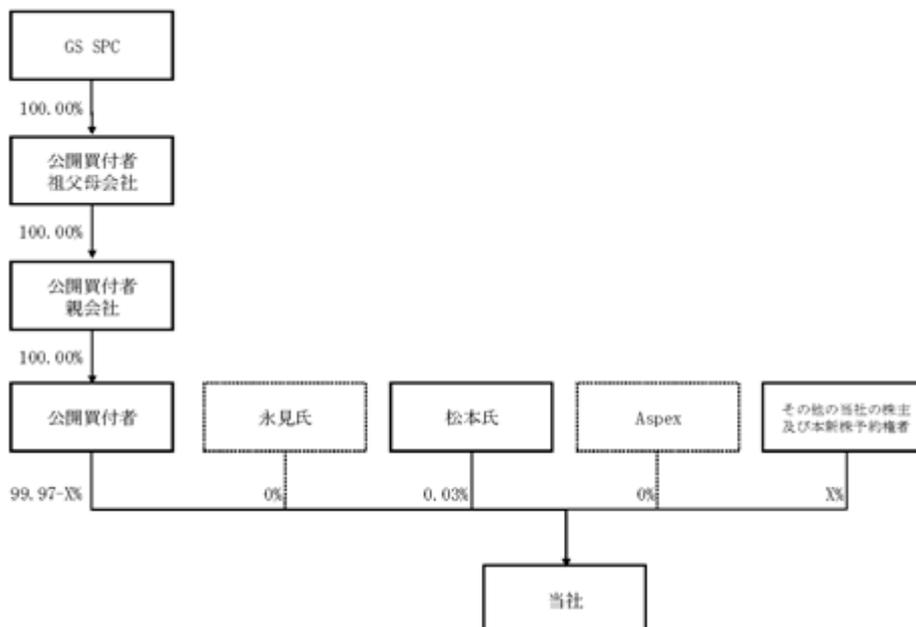
・本公開買付けの実施前（現状）



（注11） ストラクチャー図内の数値は直接的又は間接的な所有割合を記載しているとのことです。なお、「永見氏」、「松本氏」及びAspex並びに「その他の当社の株主及び本新株予約権者」の所有割合については、本新株予約権のうち、本書提出日現在残存し、行使可能な本新株予約権の目的となる当社株式数を加算して算出しているとのことです。以下のストラクチャー図においても同様です。

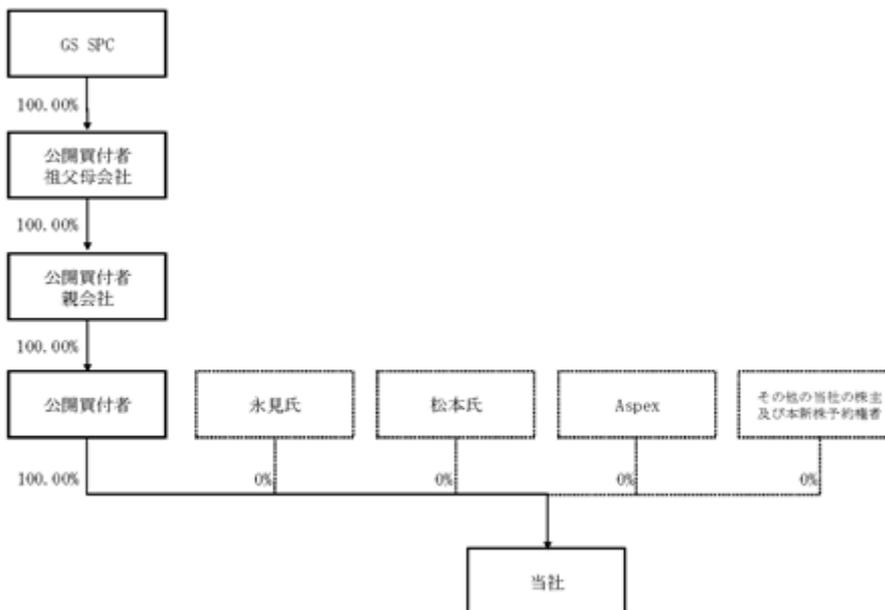
・本公開買付け成立後

公開買付者は、当社株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）を対象に本公開買付けを実施するとのことです。なお、公開買付期間の末日後、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済の開始までの間に公開買付者祖父母会社に対して本GS SPC出資を実施する想定とのことです。



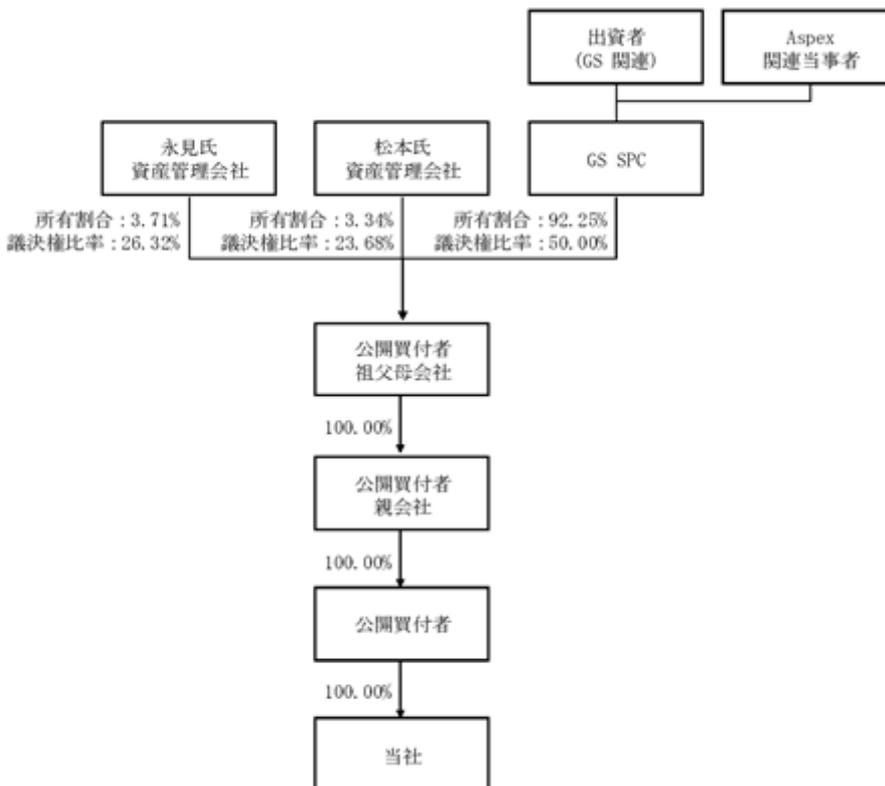
・本スキーズアウト手続後

公開買付者は、本公開買付けにより、当社株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者のみとするため、本スキーズアウト手続を実施する予定とのことです。



・本再出資（マネジメント）及び本再出資（Aspex関連当事者）後

有価証券報告書の提出義務免除申請の承認が得られた後、永見氏及び松本氏はそれぞれの資産管理会社を通じて公開買付者祖父母会社に対して本再出資（マネジメント）を、Aspex関連当事者は本公開買付けの成立後、本再出資（Aspex関連当事者）を行う予定とのことです。その結果、公開買付者祖父母会社に対する議決権比率は永見氏資産管理会社が26.32%、松本氏資産管理会社が23.68%、GS SPCが計50.00%となる予定とのことです。



(訂正後)

<前略>

さらに、本公開買付けに際し、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高める観点で、2026年2月19日付で、Aspex Opportunity Master Fund(以下「Aspex」といいます。)(所有株式数:2,664,000株、所有割合:4.47%)との間で応募契約(以下「本応募契約(Aspex)」といいます。)を締結し、Aspexが所有する当社株式2,664,000株(所有割合:4.47%)の全てを本公開買付けに応募すること、及び本公開買付けの成立を条件として、Aspexの関連当事者(以下「Aspex関連当事者」といいます。)が、本公開買付けの成立後、別途公開買付者と合意した期日において、Rパートナーズへの匿名組合出資(以下「本再出資(Aspex関連当事者)」といいます。)をすることを内容とする再出資契約を締結する旨を合意しているとのことです。

加えて、本公開買付けに際し、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高める観点で、2026年2月24日付で、Keyrock Capital Master Fund, Ltd(以下「Keyrock」といいます。)(所有株式数:5,194,900株、所有割合:8.72%)との間で応募契約(以下「本応募契約(Keyrock)」といいます。)を締結し、Keyrockが所有する(当社株式に関連する有価証券の転換、行使、又は交換により今後Keyrockが取得する当社株式を含みます。以下Keyrockによる当社株式の所有に関する記載において同じです。)当社株式5,194,900株(所有割合:8.72%)の全てを本公開買付けに応募すること、並びにKeyrockが所有する当社株式5,194,900株(所有割合:8.72%)の全てを本公開買付けに応募すること及び本公開買付けの成立を条件として、Keyrockの裁量で、Keyrock及びKeyrockの関連当事者(以下「Keyrock関連当事者」といい、KeyrockとKeyrock関連当事者を総称して「Keyrockグループ」といいます。)が単独又は共同で、本公開買付けの決済の開始日の翌日から本公開買付けの決済の開始日から起算して20営業日目までの間の別途Keyrockが指定する期日において、Rパートナーズへの匿名組合出資(以下「本再出資(Keyrockグループ)」といいます。)をすることを内容とする再出資契約を締結することができる旨を合意しているとのことです。

本公開買付契約、本応募契約(Aspex)及び本応募契約(Keyrock)の詳細については、下記「(7)公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「本公開買付契約」、「本応募契約(Aspex)」及び「本応募契約(Keyrock)」をご参照ください。

<中略>

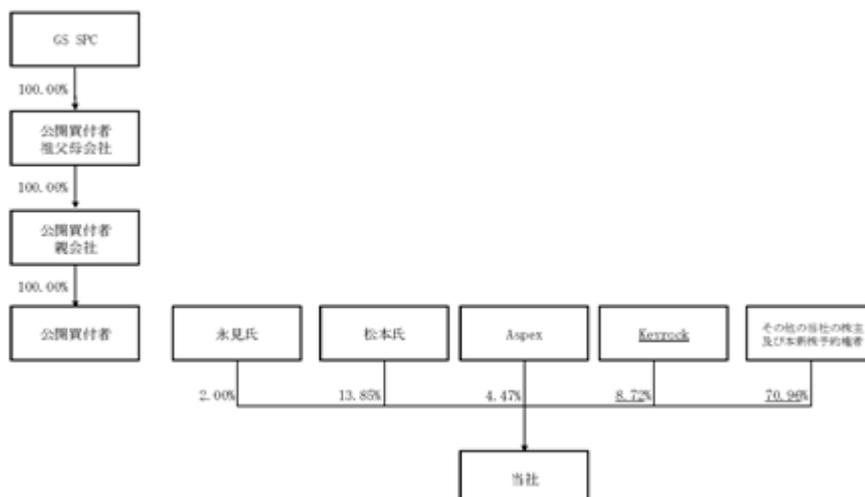
また、公開買付者は、公開買付期間を2025年12月12日から2026年2月19日まで(43営業日)と定めていましたが、本公開買付価格の変更を決定したことに伴う公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月19日から起算して11営業日を経過した日に当たる2026年3月9日まで延長して合計54営業日とすることとなったとのことです。なお、本公開買付条件変更後の本公開買付価格である1株当たり1,900円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月10日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,250円に対して52.00%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,188円に対して59.93%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,151円に対して65.07%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,197円に対して58.73%のプレミアムを加えた価格となります。

その後、公開買付者は、本応募契約(Keyrock)を締結したことに伴う公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月24日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年3月10日まで延長して合計55営業日とすることとなったとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本応募契約(Keyrock)を締結したことに伴う公開買付届出書の訂正届出書の提出日現在、当社の株主様のうち一部の機関投資家との間で、本公開買付価格変更後の本公開買付価格(1,900円)でのその所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする契約の締結に向けた協議を引き続き行っており、正式に合意した場合には改めてお知らせする予定とのことです。

現在想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりとのことです。

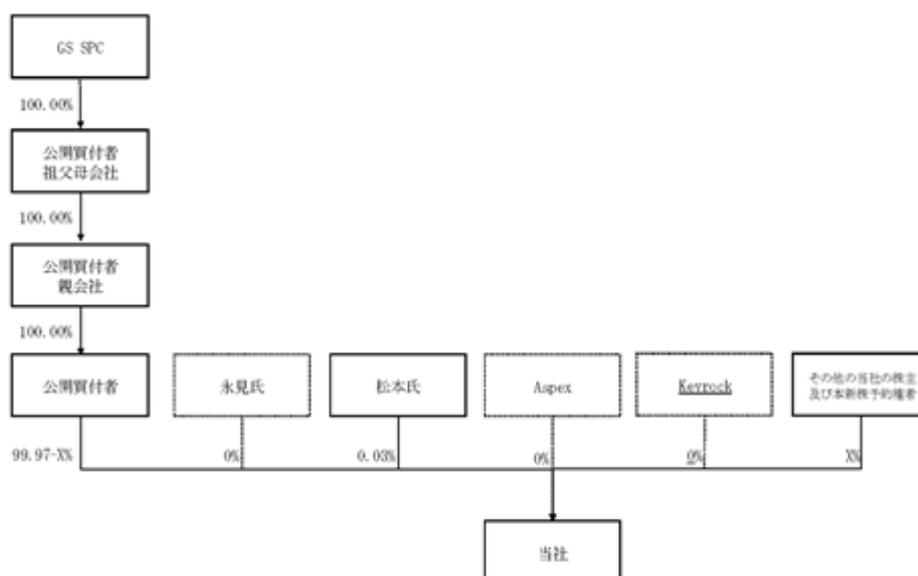
・本公開買付けの実施前（現状）



（注11） ストラクチャー図内の数値は直接的又は間接的な所有割合を記載しているとのことです。なお、「永見氏」、「松本氏」、Aspex及びKeyrock並びに「その他の当社の株主及び本新株予約権者」の所有割合については、本新株予約権のうち、本書提出日現在残存し、行使可能な本新株予約権の目的となる当社株式数を加算して算出しているとのことです。以下のストラクチャー図においても同様です。

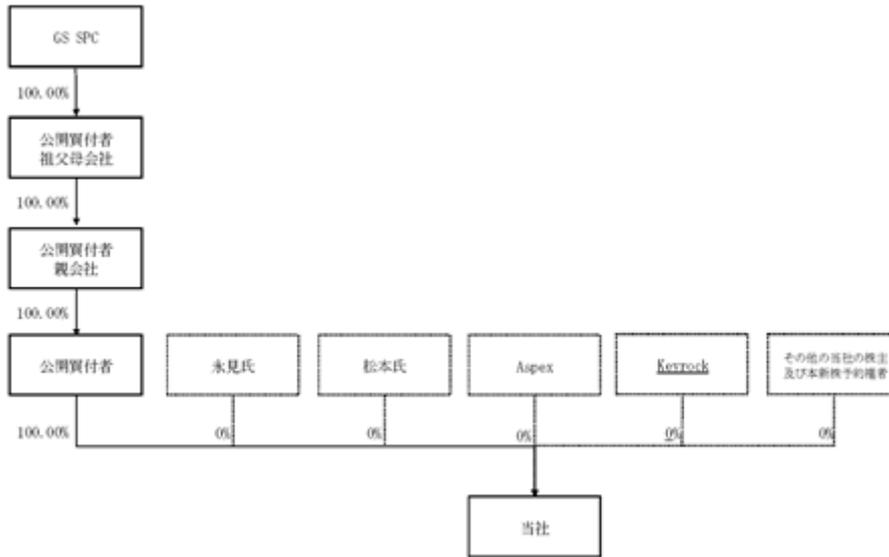
・本公開買付け成立後

公開買付者は、当社株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）を対象に本公開買付けを実施するとのことです。なお、公開買付期間の末日後、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済の開始までの間に公開買付者祖父母会社に対して本GS SPC出資を実施する想定とのことです。



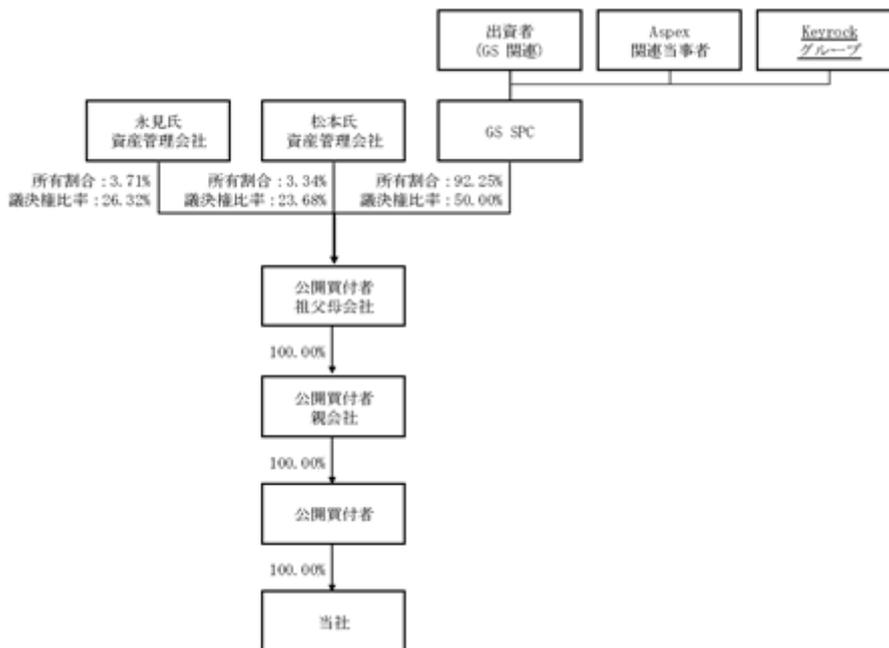
・本スキーズアウト手続後

公開買付者は、本公開買付けにより、当社株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者のみとするため、本スキーズアウト手続を実施する予定とのことです。



・本再出資（マネジメント）、本再出資（Aspex関連当事者）及び本再出資（Keyrockグループ）後

有価証券報告書の提出義務免除申請の承認が得られた後、永見氏及び松本氏はそれぞれの資産管理会社を通じて公開買付者祖父母会社に対して本再出資（マネジメント）を、Aspex関連当事者は本公開買付けの成立後、本再出資（Aspex関連当事者）を行う予定であり、Keyrockグループは本公開買付けの成立後、本再出資（Keyrockグループ）を行う可能性があるとのことです。その結果、公開買付者祖父母会社に対する議決権比率は永見氏資産管理会社が26.32%、松本氏資産管理会社が23.68%、GS SPCが計50.00%となる予定とのことです。



公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

() 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(訂正前)

<前略>

その後、上記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高める観点で、2026年2月19日付で、Aspex（所有株式数：2,664,000株、所有割合：4.47%）との間で応募契約（Aspex）を締結し、Aspexが所有する当社株式2,664,000株（所有割合：4.47%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び本公開買付けの成立を条件として、Aspex関連当事者が、本公開買付けの成立後、別途公開買付者と合意した期日において、Rパートナーズへの本再出資（Aspex関連当事者）をすることを内容とする再出資契約を締結する旨を合意したとのことです。

(訂正後)

<前略>

その後、上記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高める観点で、2026年2月19日付で、Aspex（所有株式数：2,664,000株、所有割合：4.47%）との間で応募契約（Aspex）を締結し、Aspexが所有する当社株式2,664,000株（所有割合：4.47%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び本公開買付けの成立を条件として、Aspex関連当事者が、本公開買付けの成立後、別途公開買付者と合意した期日において、Rパートナーズへの本再出資（Aspex関連当事者）をすることを内容とする再出資契約を締結する旨を合意したとのことです。

加えて、上記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高める観点で、2026年2月24日付で、Keyrock（所有株式数：5,194,900株、所有割合：8.72%）との間で本応募契約（Keyrock）を締結し、Keyrockが所有する当社株式5,194,900株（所有割合：8.72%）の全てを本公開買付けに応募すること、並びにKeyrockが所有する当社株式5,194,900株（所有割合：8.72%）の全てを本公開買付けに応募すること及び本公開買付けの成立を条件として、Keyrockの裁量で、Keyrock及びKeyrock関連当事者が単独又は共同で、本公開買付けの決済の開始日の翌日から本公開買付けの決済の開始日から起算して20営業日目までの間の別途Keyrockが指定する期日において、Rパートナーズへの本再出資（Keyrockグループ）をすることを内容とする再出資契約を締結することができる旨を合意したとのことです。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い54営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い55営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

< 後略 >

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

< 省略 >

< 省略 >

< 省略 >

(訂正後)

- <省略>
- <省略>
- <省略>

本応募契約 (Keyrock)

公開買付者は、2026年2月24日付で、Keyrockとの間で、Keyrockが所有する当社株式5,194,900株(所有割合:8.72%)の全てについて、下記(ア)に記載の前提条件の全てが充足され又はKeyrockにより放棄されたことを条件として、本公開買付けに応募すること、及び下記(イ)乃至(カ)に記載の内容に合意しているとのことです(注1)。なお、公開買付者は、本公開買付けの応募に関して、本応募契約以外に、Keyrockとの間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募された当社株式に係る本公開買付け価格の支払いを除き、公開買付者からKeyrockに対して供与される利益は存在しないとのことです。

(ア) 前提条件

- ・本公開買付けが適法かつ有効に開始され、かつ撤回されていないこと
- ・公開買付者の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること(注2)
- ・当社に係る未公表の重要事実等(法第166条第2項に定める業務等に関する重要事実及び当社の認識する限り本公開買付けの中止に関する事実(法第167条第2項に定める意味を有する。))が存在しない旨の確認が得られていること
- ・司法・行政機関等に対して、明らかに理由がない又は濫用的なものを除き、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等によるいかなる命令若しくは判断も存在していないこと

(イ) 取得等の禁止

- ・本応募契約(Keyrock)の締結日から本スクイズアウト手続完了までの間、Keyrockは、本応募契約(Keyrock)に基づく本公開買付けへの応募を除き、直接又は間接に、当社株式及び本新株予約権の取得、譲渡、売却及び担保提供その他の処分をしない。

(ウ) 競合取引等に関する事項

- ・本応募契約(Keyrock)の締結日から本スクイズアウト手続完了までの間、Keyrockは、本取引若しくは本応募の実行を妨げる可能性があるとして合理的に認められる取引(当社株式に対する公開買付けを開始し、又は開始予定を公表すること、及び、Keyrockが所有する当社株式の全部又は一部を、本公開買付け以外の公開買付けに応募し、又は、当社株式の取得又は譲渡等に応じることを含む。本「本応募契約(Keyrock)」において、以下「競合取引」と総称します。)又は競合取引に係る契約の締結をしないこと、並びに直接又は間接を問わず、()競合取引に関して、第三者に対して、いかなる情報も提供せず、また、()競合取引に関して、提案、勧誘、協議又は交渉を行わず、また、Keyrockの関連会社をして上記及びの行為を行わせない。
- ・Keyrockは、本応募契約(Keyrock)の締結日から本スクイズアウト手続完了までの間に、第三者から競合取引に係る提案を受けた場合、Keyrockが負担する秘密保持義務に反しない限り、その旨及び当該提案の内容を速やかに公開買付者に対して通知し、対応について誠実に協議する。

(エ) 株主総会に関する事項

- ・Keyrockは、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権を行使せず、本公開買付けの決済の開始日より前の日を基準日とし、本公開買付けの決済の開始日以降に開催される当社の株主総会において、議決権その他の株主の権利について、公開買付者の指示に従って行使する。

(オ) 対抗公開買付け

- ・上記(イ)乃至(エ)にかかわらず、Keyrockは、本応募契約(Keyrock)の締結日から本公開買付け期間の末日の前営業日までの間、()法第27条の2に基づき、当社株式の全てを対象として、現金を対価とする公開買付け(本「本応募契約(Keyrock)」において、以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始され、又は翌営業日に公開買付けが開始される旨の公開買付け開始プレスリリースが公表され、()当該対抗公開買付けにおける公開買付け価格が、本公開買付け価格(本公開買付け期間の末日の前営業日及び当該対抗公開買付けの公開買付け期間の末日の前営業日よりも前に本公開買付け価格が変更された場合には、当該変更後の価格)を上回る場合であって、()Keyrockが上記(イ)乃至(エ)に違反していない場合、Keyrockは、本公開買付けへの応募義務及び上記(イ)乃至(エ)の義務を免れ、又は本公開買付けへの応募を撤回し、当該対抗公開買付けに応募することができる。

(カ) 本再出資 (Keyrockグループ)

・Keyrockが所有する当社株式5,194,900株(所有割合:8.72%)の全てを本公開買付けに応募すること及び本公開買付けの成立を条件として、Keyrockの裁量で、Keyrock及びKeyrock関連当事者は単独又は共同で、本公開買付けの決済の開始日の翌日から本公開買付けの決済の開始日から起算して20営業日目までの間の別途Keyrockが指定する期日において、Rパートナーズへの匿名組合出資をすることを内容とする再出資契約を締結することができる(注3)。

(注1) 本応募契約(Keyrock)において、公開買付者及びKeyrockは、義務の不履行又は表明及び保証の違反に関する補償義務(ただし、公開買付者及びKeyrockの相手方に対する補償金額は、9,870,310,000円が上限とされているとのことです。)、契約の解除・終了、秘密保持義務、契約上の地位及び権利義務の譲渡その他の処分・承継禁止義務、契約に定めのない事項又は契約の条項に疑義が生じた場合の誠実協議義務等について合意しているとのことです。

(注2) 本応募契約(Keyrock)において、Keyrockは、概要、設立及び存続、本応募契約(Keyrock)の履行に必要な手続の履践、強制執行可能性、許認可等の取得及び履践、法令等との抵触の不存在、反社会的勢力との取引の不存在・制裁関連法令等の遵守、贈収賄防止法令等の遵守、マネーロンダリング法制の遵守、倒産手続等の不存在、当社株式の適法かつ有効な保有について、表明及び保証を行っているとのことです。本応募契約(Keyrock)において、公開買付者は、上記乃至 について表明及び保証を行っているとのことです。

(注3) 本再出資(Keyrockグループ)における出資金額及びRパートナーズを営業者とする匿名組合における出資割合を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項。以下同じです。)の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である1,900円(ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。)にする予定であり、当該金額より低い評価額による再出資は行わない予定とのことです。公開買付者がKeyrockグループから本再出資(Keyrockグループ)を受ける理由は、Keyrockが中長期的に当社株式を所有しており、ゴールドマン・サックスとしてはKeyrockが当社の事業や企業価値向上策について一定の知見を有していると考えられたことから、Keyrockグループからそのようなその知見の共有を受けられることを考慮したものとのことです。このように、Keyrockグループによる本再出資(Keyrockグループ)は、Keyrockによる本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。